

令和7年度 中山町地域活性化起業人募集要項

DX（自治体DX・地域DX）分野

令和7年3月

中山町総務広報課

中山町では、総務省が推進する「地域活性化起業人制度」を活用して、当町が取り組む地域課題に対し、民間企業等の専門的なノウハウや知見を活かしながら、当町の内部で、即戦力人材として業務を遂行していただくことで、地域活性化を図る取り組みを開始することとした。

この取り組みに対し、ご協力いただける民間企業等を次のとおり募集する。

1 目的

日本国内における少子高齢化による人口減少は、特に地方の地域社会に深刻な影響を与え始めており、中山町においても、労働力の減少や社会保障費の増大、税収の減少や、これに伴う財政の逼迫が喫緊の課題となっている。

自治体におけるDXの推進は、行政手続きの効率化と住民サービスの向上、地域経済の活性化、持続可能な社会の実現等、多岐にわたる意義を有しており、積極的な推進が求められている。

そこで、総務省が推進する「地域活性化起業人制度」を活用し、地域活性化起業人のノウハウや知見を活かし、自治体業務に関するDXに取り組むことにより、住民サービスの向上や地域コミュニティの活性化を推進するとともに、自治体内部の業務効率化による職員の働き方改革の推進および職員のデジタルリテラシーの向上を図る。

2 募集分野

DX（自治体DX・地域DX）

3 業務の内容

以下の業務を予定する。

- (1) 行政事務のBPR等による業務改善、可視化に関する支援
- (2) 情報発信チャネルの統合化に関する支援
- (3) 町民の情報格差（デジタルデバイド）解消に関する企画・立案・支援等
- (4) 職員のデジタルリテラシー向上に関する企画・立案・支援等
- (5) ICTの利活用等による地域コミュニティの活性化の推進
- (6) 先進的なデジタル技術の利活用に関する提案等
- (7) その他、上記の目的達成に必要なこと

4 募集定員

1名（複数の募集があった場合は下記「1.2 選考方法」により決定する）

5 従事予定期間

令和7年7月1日 から 令和8年3月31日 までの9ヶ月

ただし、業務成果等により延長を検討するものとし、最長3年とする。

※業務期間のうち、本業務における従事日数は、本町における1ヶ月の開庁日のうち半数以上であること。（本町外からのテレワーク等は、従事日数の算定に含めない）

6 従事場所

中山町総務広報課（山形県東村山郡中山町大字長崎120）

7 費用負担

社員の派遣・従事等に要する費用として、本町が民間企業等に対し下記の額を負担する。

・社員1名当たり月額60万円×9ヶ月＝年額540万円

8 募集期間

令和7年4月1日 から 令和7年4月25日 まで

9 申出に必要な書類

申出に必要な書類は以下のとおりとする。いずれもデータをメールで提出するとともに、原本を郵送、持参等により提出すること。また、提出した旨の電話連絡を併せて行うこと。

- ・中山町地域活性化起業人申出書
- ・「3. 業務内容」に対し、申出者が提案する内容を記載した提案書（任意様式）
※表紙等含めパワーポイント12ページまでとする
- ・過去に「3. 業務内容」に類似する案件又はその他業務改善の業務に従事した実績がある場合、その内容と実績を記載した資料（任意様式）
※受注年度、発注者名、件名を含めること
- ・会社概要に関する資料（任意様式）
- ・履歴書（任意様式）
※申出時点で、派遣社員が未決定の場合は、決定次第提出すること
- ・職務経歴書（任意様式）
※申出時点で、派遣社員が未決定の場合は、決定次第提出すること

1 0 申込資格要件

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと
- (3) その他、法令等に違反していない者又は違反する恐れがない者であること
- (4) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること

1 1 留意事項

地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度」推進要綱において、「企業派遣型地域活性化起業人」として定めるところによることとする。

なお、派遣形態及び派遣期間中の地域活性化起業人の勤務条件等については、派遣元の民間企業等と本町が合意した上で決定することとする。

1 2 選考方法

複数の募集があった場合は、「9 申出に必要な書類」に記載する、提出書類により選考する。場合によって、派遣元の民間企業等の担当者、派遣予定社員と対面による面談を実施する。

選考基準は非公開とし、選考結果は申出者全員へ文書またはメールで通知する。

1 3 協定

選定された民間企業等と本町との間で、事業に関する協議等を行い、双方が合意した事項について協定を締結する。

1 4 本件に係る質問

本件に係る質問がある場合は、下記の期日までにメールで質問書を送付すること。なお、様式は「質問書（参考様式）」を参照すること。

質問書提出期限：令和7年4月16日（水）17時

15 スケジュール (予定)

令和7年 3月17日 (月)	募集要項の公表 (町公式HP)
令和7年 4月 1日 (火)	募集開始 質問書受付開始
令和7年 4月16日 (水) 17時	質問書提出締め切り
令和7年 4月18日 (金)	質問書に対する回答書の送付 (メール)
令和7年 4月25日 (金) 17時	申出書提出締め切り ※面談を実施する場合は、申出者に通知
令和7年 5月 2日 (金)	選考結果通知
令和7年 5月上旬	協定に係る協議の実施、内容の確定
令和7年 6月	協定締結に係る議案提出、承認
令和7年 6月30日 (月)	協定締結
令和7年 7月 1日 (火)	派遣社員着任、業務開始

※上記日程は予定のため、変更する場合がある。

16 担当部署

中山町総務広報課

住所：〒990-0492 山形県東村山郡中山町大字長崎120番地

電話：023-662-2223 FAX：023-662-5176

Email：joho@town.nakayama.yamagata.jp